

議案第124号

京丹後市学校適正配置基本計画の策定について

京丹後市学校適正配置基本計画を別紙のように定めることについて、京丹後市議会基本条例（平成19年京丹後市条例第55号）第8条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

少子化及び学校の小規模化が進行する中であって、本市の次代を担っていく子どもたちにより良い教育環境や教育条件を継続的に整えていく必要があることから、計画期間が終了した京丹後市学校再配置基本計画を改定し、引き続き市立小中学校の適正配置のあり方を示すため、京丹後市学校適正配置基本計画を策定する。

# 京丹後市学校適正配置基本計画（案）

（京丹後市学校再配置基本計画改定版）

令和3年 月

京丹後市・京丹後市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
I 京丹後市学校再配置基本計画の検証	2
1 計画実施結果	
II 京丹後市立小中学校の現状	12
1 学校施設	
2 児童生徒数の将来推計	
III 京丹後市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な方針	16
1 学校の適正規模・適正配置の基本方針	
IV 京丹後市教育振興計画との関連	20
1 学校の諸課題への対応	
V 京丹後市立小中学校の適正規模・適正配置に伴う 諸課題についての基本的な考え方	21
1 学校の位置	
2 学校施設の整備	
3 通学路の安全確保及び遠距離通学への対応	
4 学校跡地の活用	
5 地域コミュニティへの対応	
VI 京丹後市立小中学校の適正配置にあたっての配慮事項	22
1 学校づくり準備協議会の設置	
2 教育活動上の配慮・支援	
3 理解を深める期間の必要性	
4 保幼小中一貫教育	
5 財源確保の必要性	
VII 京丹後市立小中学校の適正規模・適正配置計画	23
1 計画期間・計画の中間見直し	
2 学校の適正配置の枠組み	
3 学校適正配置の決定	
4 学校適正配置事業の実施方針	

## はじめに

京丹後市教育委員会では、教育環境や教育条件等を整え「学校力」を高めていくため、平成 22 年 12 月に策定した「京丹後市学校再配置基本計画」に基づいて、学校の適正規模や適正配置を考えた学校再配置に取り組んできました。また、同時に進めてきた子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざす「京丹後市学校教育改革構想」においても、小中一貫教育とともに、「まちの宝である子どもたち」を、行政、学校、地域が一体となって育成していく新しい学校づくり、地域づくりのスタートである学校再配置と連動した学校教育改革を進めるものとしています。

京丹後市が誕生した平成 16 年 4 月では、旧 6 町から引き継いだ小学校が 31 校、中学校が 9 校ありましたが、令和 3 年 4 月現在、小学校 17 校、中学校 6 校となっています。

「京丹後市学校再配置基本計画」は、平成 23 年度から令和 2 年度（平成 32 年度）の 10 年間を計画期間としていることから、情報化、グローバル化をはじめ今後の社会状況の変化や、国の教育制度の動向、児童生徒数の将来推計、施設整備等を含め、市総合計画や市教育振興計画等との整合を図るとともに、これまでの学校再配置事業の検証を行い、進むべき方向性を確認しながら、「京丹後市学校適正配置基本計画（京丹後市学校再配置基本計画改定版）」を策定する必要があります。

このため、京丹後市教育委員会は、学校再配置を行ったすべての学校における日々の検証に加え、あらためて令和 2 年 5 月から 9 月にかけて、取り組んできた学校再配置事業についての聞き取り調査を旧 6 町ごとに実施し、学校再配置を経験した該当校区の区長、保護者代表、学校関係者に集まっていただき、地域や保護者からは再配置後の地域や家庭での子どもの様子や地域の状況、学校関係者からは子どもたちの学校での様子等のご意見をいただきました。

京丹後市教育委員会では、「京丹後市学校再配置基本計画」における検証結果、文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」などを踏まえ、地域の現状や市の行財政運営等を考慮するとともに、将来の小中学校の子どもたちにとって、より良い教育環境の姿を最優先に描くこととして、「京丹後市学校適正配置基本計画（京丹後市学校再配置基本計画改定版）」を策定しました。

# I 京丹後市学校再配置基本計画の検証

## 1 計画実施結果

京丹後市教育委員会では「京丹後市学校再配置基本計画」について、平成19年度から検討に着手し取組みを進めてきました。最終年度となった令和2年度は、計画の検証を行い、経過と今後の課題を下記のとおりまとめています。

### (1) 学校再配置基本計画

#### ① 検討までの経緯

ア 平成16年4月1日 京丹後市の誕生（6町合併）

イ 【合併協議での調整結果】

小中学校の通学区域については当面現行のままとするが、区域境の地域については弾力的な運用に努める。また、新市において児童（生徒）数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

ウ 合併時の小中学校等の状況（平成16年3月31日住基人口/平成15年度学校基本調査）

項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	計
人口	13,688人	11,087人	16,051人	7,070人	6,048人	11,878人	65,822人
面積	67.45k㎡	68.93k㎡	75.07k㎡	64.96k㎡	80.38k㎡	145.05k㎡	501.84k㎡
学校数	7校	4校	8校	6校	6校	9校	40校
小学校	6校 (896人)	3校 (810人)	6校 (1,035人)	4校 (410人)	5校 (373人)	7校 (693人)	31校 (4,217人)
中学校	1校 (493人)	1校 (388人)	2校 (562人)	2校 (258人)	1校 (209人)	2校 (393人)	9校 (2,303人)

( ) は児童生徒数

#### ② 議会での市長答弁

平成19年3月議会での一般質問において、市長が学校再配置について「検討に着手する。」ことを答弁

#### 【答弁の要旨】

- 平成19年3月議会で、新年度（平成19年度）早々から統廃合の検討に着手できるよう教育委員会に準備を指示した。

③ 教育委員会内に検討組織を設置

ア 京丹後市学校再配置検討委員会及び分科会設置要綱(平成 19 年 5 月 10 日施行)

- ・ 委 嘱 京丹後市教育委員会
- ・ 構 成

検討委員会	検討分科会（旧町域）
20 人以内（20 人）	1 校 3 人以内（119 人）

- ・ 役 割
  - (ア) 検討委員会は、各分科会での報告を尊重しながら全市的な視野に立ち、さらに様々な教育的観点から、概ね今後 10 年間における市立小中学校の再配置計画について検討
  - (イ) 検討分科会は、旧町域毎の教育環境を保護者の視点を重視して検討

イ 再配置を検討する際の基本的な観点や方向性

- ・ 再配置においては、「新築」や「改築」は考えず、既存の校舎等を活用しつつ検討する。
- ・ 分科会はその町域の、委員会においては分科会の検討を踏まえ、その意向を尊重しつつ、全市的視野に立った再配置を検討する。
- ・ 通学区域毎の人口動態、児童生徒数の将来推計等の動向に留意する。
- ・ 保護者の意見を最大限重視して検討する。
- ・ 町域に中学校が 2 校ある分科会においては、基本的に中学校の再配置計画を先行して検討し、検討後の中学校の再配置を見据え小学校の再配置を検討する。
- ・ 通学区域等に関し、旧来の自治区（集落）を分断しない。
- ・ 小学校、中学校とも、旧町の枠を超えた通学区域は設けない。
- ・ 再配置後の各学校の児童生徒数については、必ずしも一律的で機械的な一定基準、あるいは一定規模ということにこだわらず弾力的に対応する。
- ・ 再配置により通学距離が遠距離となる地区（集落）については、自転車通学、マイクロバス（スクールバス等）による通学を検討する。
- ・ 再配置の検討にあたっては、新たな地域づくり、まちづくりという観点を視野に入れ、地域社会の新たな枠組みの構築を目指すこととする。
- ・ 立地上の安全性の問題点（急傾斜地、土石流災害危険地等）や、耐震補強等改修工事が必要な学校については、再配置の検討と併せ検討する。
- ・ 中学校においては、一定程度、体育クラブ等の編成が可能となるような規模を確保することも配慮する。

ウ 検討分科会報告 延べ 50 回の審議を経て、平成 20 年 5 月に町域毎の最終報告を検討委員会に報告

エ 検討委員会答申 計 10 回の審議を経て、平成 20 年 11 月に「京丹後市学校再配置の検討について」を答申

④ 学校再配置基本計画策定に至るまでの経過

ア 京丹後市学校再配置計画（案） 平成 21 年 1 月策定

- ・ パブリックコメントの実施（平成 21 年 2 月 9 日～3 月 31 日） 363 件の意見が寄せられる。
- ・ 京丹後市学校再配置計画（案）の概要版を作成し、全戸配布を行う。
- ・ 地域説明会の開催（平成 21 年 2 月～3 月 14 回）

イ 子育てしやすいまちづくりと保育所・教育施設の適正配置・耐震整備調査等特別委員会が設置される。（平成 21 年 1 月 27 日）

ウ パブリックコメントに対する説明の公表

パブリックコメント及び地域説明会でいただいた意見に対する教育委員会の見解を議会特別委員会に説明し、その後ホームページ及び全戸配布により公表する。

エ （素案）京丹後市学校再配置基本計画 平成 21 年 6 月策定

※地域説明会、パブリックコメントでの意見を踏まえ第 1 回目の修正

- ・ 京丹後市立学校施設の耐震化計画（素案）を併せて策定し、再配置との整合性を確保
- ・ 地域説明会の実施（平成 21 年 7 月～8 月 15 回）
- ・ 学校施設の耐震二次診断を加速して実施

オ 竹野小学校を間人小学校に統合（平成 22 年 4 月）⇒小学校が 30 校となる。

カ 京丹後市学校再配置基本計画（案） 平成 22 年 7 月策定

※耐震化計画、学校教育改革構想を踏まえ第 2 回目の修正

- ・ 京丹後市立学校施設の耐震化計画（案） 平成 22 年 5 月策定
- ・ 京丹後市の学校教育改革構想（中間案） 平成 22 年 5 月策定
- ・ 耐震化計画（案）の地元説明会の実施（平成 22 年 5 月～6 月 9 回）
- ・ 再配置基本計画（案）を 7 月に策定し、議員全員協議会に説明のうえ、その後公表する。
- ・ 再配置基本計画（案）の地元説明会を実施（平成 22 年 7 月～8 月 14 回）

キ 京丹後市学校再配置基本計画（案） 平成 22 年 8 月策定

※地元説明会での意見を踏まえ、第 3 回目の修正

ク 京丹後市学校再配置基本計画（案）の成立まで

- ・ 議案提出（平成 22 年 8 月 17 日）
- ・ 学校再配置等審査特別委員会による審議開始
- ・ 基本計画（案）による地元説明会の実施（平成 22 年 9 月 2 回）
- ・ 基本計画（案）一部修正可決（平成 22 年 12 月 22 日）

## ⑤ 学校再配置基本計画の概要

平成 21 年 5 月に策定した「京丹後市の学校教育改革構想（中間案）」及び平成 22 年 11 月 1 日議会議決の「京丹後市立学校施設の耐震化計画」との整合性を踏まえつつ、次代を担う子どもたちを「まちの宝」として位置づけ、地域住民、保護者及び学校関係者や行政が対話を通じて理解を深め、市立小中学校の適正規模化と教育環境の向上を図るための再配置を実現していくもの。

## （２）住民への説明・合意形成などの経緯

### ① 地域住民及び保護者との話し合い

計画策定後は教育委員会で実施方針を定め、再配置年月の早い学校の枠組みに沿って、関係学校長への説明と協議、拠点校とならない学校の保護者と地元役員等への説明協議、調整を行ったうえ、再配置の理解が深められた場合は、教育委員会が地元代表者、P T A 代表者、学校関係者及び行政関係者による「再配置関係者協議」の場を設定し、基本計画に掲げている「(仮称) 学校づくり準備協議会」の設置を要請しました。

設置後は、協議会において新たな学校づくりに向けた学校間の調整や諸準備に取り組みました。

#### ア 学校づくり準備協議会設置後の取組み

- ・ 新たな学校づくりの詳細な事項の調査研究するための部会を設置
- ・ 学校名、校歌及び校章等の検討、協議による決定及び準備
- ・ 通学支援、通学路や P T A 規約、学校目標、教育計画や教育課程等の調整決定



② P T A ・ 地域、学校づくり準備協議会での協議

項目	閉校	開校	P T A ・ 地域	協議会	計
平成 23 年度	2 校	-	77 回	50 回	127 回
平成 24 年度	7 校	1 校	49 回	107 回	156 回
平成 25 年度	11 校	3 校	29 回	76 回	105 回
平成 26 年度	2 校	4 校	16 回	31 回	47 回
平成 27 年度	2 校	1 校	13 回	18 回	31 回
平成 28 年度	-	1 校	24 回	22 回	46 回
平成 29 年度	2 校	-	11 回	48 回	59 回
平成 30 年度	2 校	1 校	5 回	12 回	17 回
平成 31 年度	-	1 校	-	1 回	1 回
計	28 校	12 校	224 回	365 回	589 回

③ 学校再配置基本計画・実施方針の見直しの基準

ア 見直しの時期

- ・ 基本計画の見直し（3年ごと）  
平成 25 年→基本計画の見直しは無し  
平成 28 年→9 月見直し ※平成 30 年度、平成 31 年度に複式学級編成予測の  
2 小学校を再配置の対象として追加
- ・ 実施方針の見直し（毎年） ※基本計画に沿った見直し

イ 見直しの視点

- ・ 児童数の推移
- ・ 複式学級の編制
- ・ 当該校の施設状態
- ・ 当該校区における地域や保護者の状況

④ 再配置後の保護者及び地域との話し合い

- ・ 新しい学校についての評価検証→協議会での検討項目の現状確認  
1 学期終了を目途に協議会を開催し、児童生徒の様子を確認
- ・ 開校後の新たな課題の確認
- ・ 跡地利用検討状況の報告

⑤ 閉校した学校跡施設の利用状況（令和3年8月1日現在）

閉校年度	閉校	使用校	拠点校以外の施設利用の現状
平成23年度	2校	1校	旧三津小学校（企業貸与）
平成24年度	7校	4校	旧大宮第三小学校（企業貸与、文化団体貸与、一部社会体育施設で利用） 旧田村小学校（利活用検討中、一部社会体育施設で利用） 旧湊小学校（一部社会体育施設で利用） 旧高龍中学校（高龍小学校へ転用）
平成25年度	11校	3校	旧郷小学校（郷土資料館、夢まちづくり大学、一部社会体育施設で利用） 旧溝谷小学校（新シルク産業創造館、溝谷ヘリポート） 旧宇川中学校（行政目的、宇川ヘリポートで利用） 旧海部小学校（行政目的、一部社会体育施設で利用） 旧黒部小学校、旧川上小学校（利活用検討中、一部社会体育施設で利用） 旧野間小学校（校舎除却） 旧佐濃小学校（校舎除却、一部社会体育施設で利用）
平成26年度	2校	1校	旧橘中学校（橘小学校へ転用） 旧橘小学校（利活用検討中）
平成27年度	2校	1校	旧五箇小学校（行政目的、一部社会体育施設で利用）
平成28年度	—	—	
平成29年度	2校	1校	旧丹波小学校（行政目的、一部社会体育施設で利用）
平成30年度	2校	1校	旧豊栄小学校（利活用検討中、一部社会体育施設で利用）

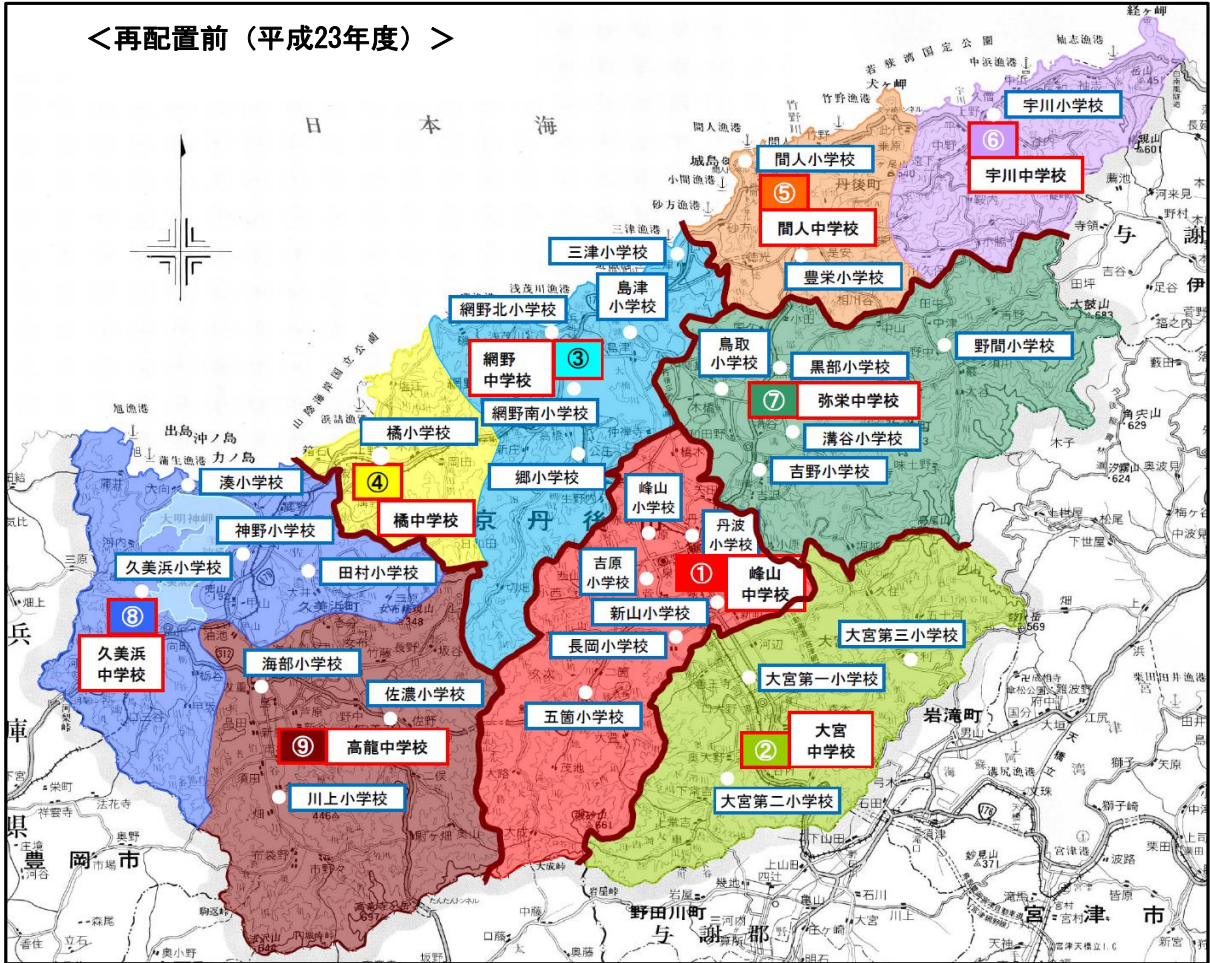
⑥ 令和3年度学校基本調査の小中学校の状況

項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	計
学校数	5校	3校	5校	3校	3校	4校	23校
小学校	4校 (558人) △338人	2校 (515人) △295人	4校 (473人) △562人	2校 (192人) △218人	2校 (199人) △174人	3校 (406人) △287人	17校 (2,343人) △1,874人
中学校	1校 (321人) △172人	1校 (270人) △118人	1校 (300人) △262人	1校 (106人) △152人	1校 (121人) △88人	1校 (208人) △185人	6校 (1,326人) △977人

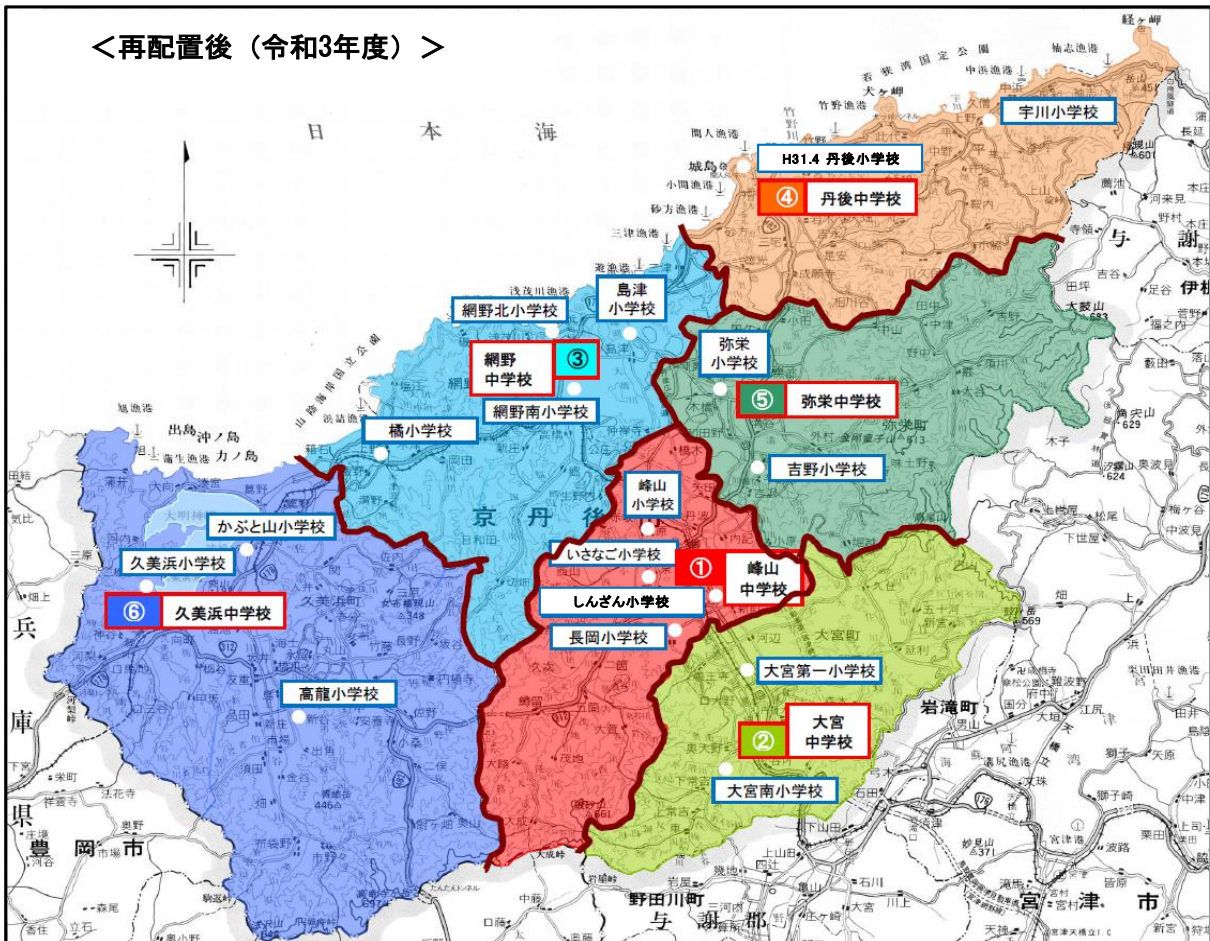
（ ）は児童生徒数、△は平成15年度学校基本調査の児童生徒数との差を表す。

# 京丹後市学校再配置事業・小中一貫教育推進事業校区図

<再配置前（平成23年度）>



<再配置後（令和3年度）>



京丹後市学校再配置事業・小中一貫教育推進事業・小中一貫教育推進事業進行表

＜再配置前（平成23年度）＞

町域	中学校区	生徒数	学級数	学校名	児童数	学級数
峰山町域	峰山中学校	421	13	峰山小学校	201	9
				吉原小学校	139	6
				五箇小学校	56	6
				新山小学校	202	9
				丹波小学校	91	6
				長岡小学校	102	6
大宮町域	大宮中学校	329	10	大宮第一小学校	547	20
				大宮第二小学校	90	6
				大宮第三小学校	40	6
網野町域	網野中学校	389	12	網野北小学校	282	12
				網野南小学校	232	10
				郷小学校	54	5
				島津小学校	101	6
				三津小学校	21	4
				橘小学校	162	7
丹後町域	間人中学校	124	4	豊栄小学校	83	6
				間人小学校	151	6
				宇川小学校	61	6
弥栄町域	弥栄中学校	196	7	吉野小学校	74	6
				溝谷小学校	60	6
				鳥取小学校	99	6
				黒部小学校	73	6
				野間小学校	7	3
				久美浜小学校	132	6
久美浜町域	久美浜中学校	174	6	田村小学校	45	6
				神野小学校	70	6
				湊小学校	55	5
				川上小学校	48	6
高龍中学校	高龍中学校	104	4	海部小学校	54	6
				佐濃小学校	73	6
				計	1,868	62



＜再配置後（令和3年度）＞

町域	中学校区	生徒数	学級数	学校名	児童数	学級数			
峰山町域	峰山中学校	321	10	峰山小学校	119	6			
				いざなご小学校 (平成28年4月)	182	8			
				しんざん小学校 (平成30年4月)	194	6			
				長岡小学校	63	6			
				大宮第一小学校	422	15			
				大宮南小学校 (平成25年4月)	93	6			
網野町域	網野中学校 (平成27年4月)	300	9	網野北小学校	172	6			
				網野南小学校 (平成26年4月)	155	6			
				島津小学校 (平成24年4月)	56	6			
				橘小学校	90	6			
				丹後小学校 (平成31年4月)	148	7			
				宇川小学校	44	6			
弥栄町域	弥栄中学校	121	5	吉野小学校	60	6			
				弥栄小学校 (平成26年4月)	139	6			
				久美浜小学校	112	6			
久美浜町域	久美浜中学校 (平成25年4月)	208	6	かぶと山小学校 (平成25年4月)	149	7			
				高龍小学校 (平成26年4月)	145	6			
				計	1,326	44	17校	2,343	115

○ 学校再配置事業 39学校 → 23学校 小学校(30小学校 → 17小学校) 中学校(9中学校 → 6中学校(町域に1中学校))

○ 小中一貫教育推進事業 平成28年度に、町域の1中学校を中心にした小中一貫教育を全中学校に導入。(平成26年度：2校、平成27年度1校、平成28年度3校)

※児童生徒数・学級数はR3.5.1現在

### (3) 学校再配置に対する意見交換会（計画の検証・聞き取り調査）

京丹後市教育委員会として、「京丹後市学校再配置基本計画」の検証のため、この間の地域住民、保護者の意見や学校現場の現状を確認するものとして、旧町ごとの意見交換会を令和2年5月から9月にかけて実施しました。

#### 意見交換会で出された主な意見

- ・ 子どもたちは、学校規模が大きくなったことにより、切磋琢磨するとともに、懸念された心理的な影響もなく、新しい環境に対応していた。
- ・ 児童数が増え、授業でいろいろな意見が出され、深く考えたり、自分で考え判断できる部分が増えよかった。
- ・ 部活動の選択肢も増え、運動会やその他の行事を見ても一定規模の学校にする必要性を感じた
- ・ 地域から学校がなくなるのはさみしいが、再配置後の児童生徒の実際の推移をみても、学校再配置事業は仕方のない事業だったと思う。
- ・ 学校がなくなり、今後若者が地域に戻りにくくなった。やはり、地域の活性化には学校は必要だと思う。
- ・ 子どもたちにとっての教育環境の充実が再配置計画であって、地域の活性化はその理由でなく別の観点から考えなくてはならない。
- ・ 教育環境、医療環境は人の流入に大きく影響するものとなり、過疎地域では教育の充実、心の偏差値を高めてほしい。
- ・ 校区が広がり、通学路の安全確保が必要。スクールバス乗車地区からは、安全性が高まったという評価もある。
- ・ 冬季の通学について、一定の配慮はされているが、積雪時の安全確保に課題がある。
- ・ 子どもたちとともに保護者の交流も生まれ、PTA 活動や行事が充実し、再配置がたいへん良い方向に動いていると考えている。
- ・ 再配置により、学校は子どもにとって仲間が多いところであり、小規模ではそうはいかない。
- ・ 跡地利用について、地区に希望を取られたが、地区としてもなかなか活用ができない。市として計画を立てて進めてほしい。

聞き取り調査の結果、一部の方から、「地域の活力がなくなった」等の意見もあったが、地域住民、保護者ともに、学校再配置に対する肯定的な意見が多く、「子どもたちの人数を考えると理解できる」等の意見が多く聞かれました。

以上から、教育委員会としては、地域住民、保護者にも学校再配置事業を概ね評価していただいたと判断しています。



#### (4) 京丹後市学校再配置基本計画の成果と今後の課題

地域住民、保護者の理解と協力により、計画通り再配置を実施することができ、再配置後の学校運営は、順調にできています。

地域との関係も特に問題もなく、学校再配置は、当初理解を得るまでは一定時間を要したが、現在では必要な事業だったと認識されています。

今後の課題は、再配置後も児童生徒数の減少が進んでいる拠点校もあり、将来的なあり方等については引き続き検討する必要があります。

また跡地利用については、行政・地域・民間の利用も含めて、有効な利活用を今後も引き続き進めていく必要があります。

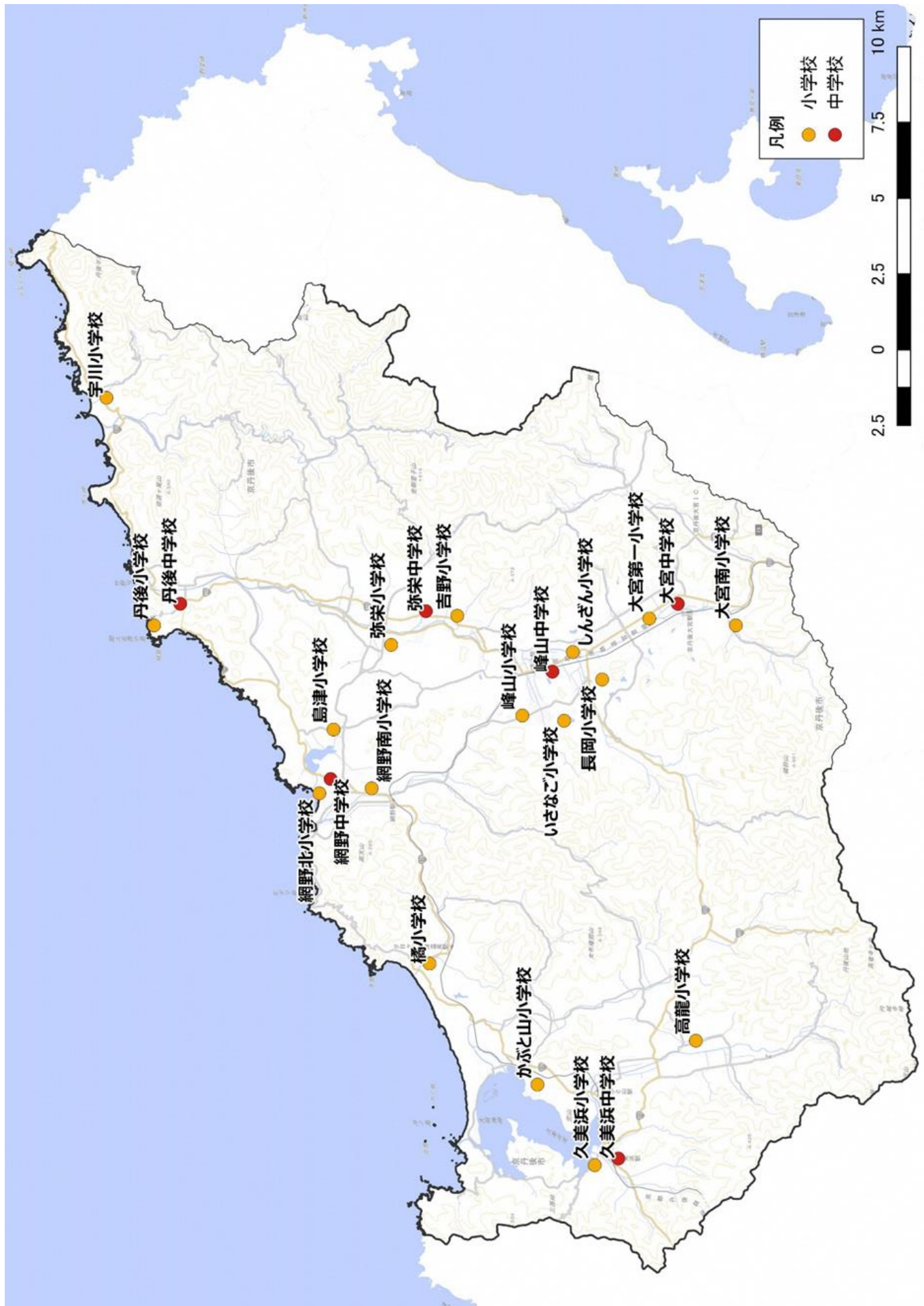
## II 京丹後市立小中学校の現状

### 1 学校施設

令和3年4月現在、本市には小学校17校、中学校6校があります。  
本市の小中学校は以下のとおりです。

小中学校一覧

学園	学校名	所在地
峰山学園	峰山小学校	京丹後市峰山町不断1番地
	いさなご小学校	京丹後市峰山町安9番地
	しんざん小学校	京丹後市峰山町荒山1300番地
	長岡小学校	京丹後市峰山町長岡60番地
	峰山中学校	京丹後市峰山町荒山88番地
大宮学園	大宮第一小学校	京丹後市大宮町周枳1552番地
	大宮南小学校	京丹後市大宮町奥大野72番地
	大宮中学校	京丹後市大宮町口大野216番地
網野学園	網野北小学校	京丹後市網野町浅茂川1861番地
	網野南小学校	京丹後市網野町下岡180番地
	島津小学校	京丹後市網野町島津1251番地
	橘小学校	京丹後市網野町木津1357番地
	網野中学校	京丹後市網野町網野2696番地
丹後学園	丹後小学校	京丹後市丹後町間人2691番地
	宇川小学校	京丹後市丹後町上野120番地
	丹後中学校	京丹後市丹後町間人320番地
弥栄学園	吉野小学校	京丹後市弥栄町芋野408番地
	弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋558番地
	弥栄中学校	京丹後市弥栄町溝谷3301番地の1
久美浜学園	久美浜小学校	京丹後市久美浜町3369番地
	高龍小学校	京丹後市久美浜町新谷250番地
	かぶと山小学校	京丹後市久美浜町神崎1603番地
	久美浜中学校	京丹後市久美浜町640番地





## 2 児童生徒数の将来推計

児童生徒数の将来推計は、児童数については令和9（2027）年まで、生徒数については令和15（2033）年までは、住民基本台帳における人口を用いて将来推計を行っています。

それ以後の期間においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（※注1）及び、小地域別（市町村の行政区単位等）の将来推計が可能な青山学院大学の「全国小地域別将来人口推計システム」（※注2）の増減率をもとに、児童生徒数の将来推計を行っています。

将来推計の算出については、平成27年の国勢調査を基に5年毎の推計を算出し平準化したものであり、都市計画区域における開発予定や地域の住宅造成等の社会的な状況や、その他の地域情勢を反映しているものではありません。

---

（※注1） 国立社会保障・人口問題研究所が行う日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）は、将来の人口を都道府県別・市区町村別に求めることを目的としており、平成27（2015）年の国勢調査を基に、平成27（2015）年10月1日から平成57（2045）年10月1日までの30年間（5年ごと）について、男女年齢（5歳）階級別の将来人口を推計している。

（※注2） 全国小地域別将来人口推計システムは、青山学院大学で開発され平成28年7月にWebアプリケーションとして公開され、小地域別の将来推計において広く活用されているもの。代表的な将来人口推計のひとつであるコーホート変化率法を用いて推計を行っており、同変化率法の適用に先立ち、この方法に必要な2つの人口統計値（子ども・女性比、コーホート変化率法）を平準化しているもの。

児童生徒数の将来推計結果

(単位:人)

学校名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年	令和20年	令和21年	令和22年	令和23年	令和24年	令和25年	令和26年	令和27年	
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年	2044年	2045年	
小学校	峰山	119	117	119	109	113	112	119	111	109	107	104	102	100	97	95	92	90	88	85	83	81	78	76	73	71
	いさなご	182	201	217	218	211	211	198	124	116	110	105	101	98	95	92	90	88	86	84	82	81	80	78	77	76
	しんざん	194	196	197	197	197	194	193	114	108	103	98	95	92	90	88	86	84	82	81	79	78	77	76	75	74
	長岡	63	60	56	53	50	48	44	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
	大宮第一	422	431	442	451	448	452	448	299	283	270	260	252	244	238	232	227	223	219	215	212	208	205	203	200	198
	大宮南	93	85	84	74	67	56	54	71	70	69	68	67	66	65	63	62	60	59	57	55	53	52	50	47	45
	網野北	172	169	159	145	138	137	127	123	119	116	114	112	110	109	108	106	105	104	103	103	102	101	100	100	99
	網野南	155	150	152	151	146	133	127	123	121	120	119	118	117	116	115	115	114	114	113	113	112	112	112	111	111
	島津	56	57	60	61	63	69	72	55	54	53	52	50	49	48	47	46	44	43	42	41	40	38	37	36	35
	橘	90	91	83	80	80	72	66	69	67	65	64	62	60	58	57	55	53	51	49	48	46	44	42	41	39
	丹後	148	127	128	135	132	122	107	129	127	124	122	119	117	114	112	109	107	104	102	99	97	94	92	89	87
	宇川	44	41	39	36	29	29	25	32	31	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28	28	27	27	27	26	26
	吉野	60	58	54	53	41	41	37	47	46	45	44	43	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
	弥栄	139	136	136	141	137	136	130	130	128	125	122	120	117	114	111	109	106	103	101	98	95	93	90	87	85
	久美浜	112	108	123	108	107	99	93	90	87	85	82	80	78	75	73	71	68	66	64	61	59	57	54	52	49
	高龍	145	154	155	151	152	146	141	132	127	123	118	114	109	105	100	95	91	86	82	77	73	68	64	59	55
かぶと山	149	139	135	132	112	112	99	117	113	110	107	104	100	97	94	90	87	84	80	77	74	71	67	64	61	
小学校計	2,343	2,320	2,339	2,295	2,223	2,169	2,080	1,823	1,762	1,711	1,664	1,622	1,582	1,544	1,507	1,471	1,436	1,402	1,369	1,337	1,305	1,274	1,243	1,210	1,182	
中学校	峰山	321	313	282	271	263	284	287	311	305	290	260	260	264	187	175	166	159	153	148	144	140	137	133	131	128
	大宮	270	265	262	251	247	250	264	269	276	261	246	232	241	173	163	156	149	144	140	136	133	130	127	124	122
	網野	300	267	262	245	244	239	228	223	215	209	204	196	183	196	195	193	191	189	186	182	178	173	168	163	157
	丹後	106	127	117	100	80	78	92	88	89	79	73	62	53	74	72	70	69	67	66	64	62	61	59	58	56
	弥栄	121	111	103	98	106	99	101	88	91	93	90	86	74	83	81	78	76	73	71	68	66	63	61	59	56
	久美浜	208	210	199	202	206	216	204	195	197	187	176	160	146	125	119	114	110	107	104	101	99	97	95	94	92
中学校計	1,326	1,293	1,225	1,167	1,146	1,166	1,176	1,174	1,173	1,119	1,049	996	961	838	805	777	754	733	715	695	678	661	643	629	611	
合計	3,669	3,613	3,564	3,462	3,369	3,335	3,256	2,997	2,935	2,830	2,713	2,618	2,543	2,382	2,312	2,248	2,190	2,135	2,084	2,032	1,983	1,935	1,886	1,839	1,793	

※1 令和3(2021)年～令和9(2027)年の児童数及び令和3(2021)年～令和15(2033)年の生徒数は、令和3年5月1日現在の住民基本台帳登録者数による将来推計

※2 1の将来推計以降の児童生徒数は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に、青山学院大学の「全国小地域別将来人口推計システム」を用いた将来推計(網掛部分)

※3 児童生徒数の将来推計は、平成27(2015)年の国勢調査を基に5年ごと(H32・37・42・47・52・57)の推計を算出し、その他の年については推計結果をもとに平準化したもの

### Ⅲ 京丹後市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な方針

#### 1 学校の適正規模・適正配置の基本方針

適正規模・適正配置の基本方針については、「京丹後市学校再配置基本計画」の方針を原則とし、本市総合計画および学校教育改革構想との整合性を図り、基本方針を引き継ぐこととします。

学校再配置基本計画立案時は京丹後市独自の適正規模を定め、小学校においては6学級以上で1学級20人を下回らないこと、また、中学校においては、1学年あたり2学級以上の学校規模の形成を目指すこととし、この規模に達しない場合には、複式学級（今後予測される複式学級を含む）を速やかに解消する再配置を行うこととしていました。

今回の学校適正配置基本計画においても、複式学級（今後予測される複式学級を含む）を速やかに解消することとし、学校再配置基本計画の実施経験を活かし、小学校においては6学級以上で、今後5年間で1学級10人を下回る学級が複数予想される学校を適正配置の検討の対象とし、中学校は小規模化が進む学校はありますが、保幼小中一貫教育の核となるため、対象から除外しています。

これらは、平成27年1月に文部科学省から公表された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の小規模校のメリットや学校運営上の課題等に照らして整合性もあり、今回の学校適正配置基本計画の中でも最も大切にしていこうとしています。

#### ■学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）

##### ○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第49条において準用

##### ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

※中学校については、第79条において準用

##### ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

4 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費  
2分の1

##### ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむ

ね6キロメートル以内であること。

- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級まで」とあるのは、「24学級まで」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

## ■「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月文部科学省公表） で示された小規模校のメリットや学校運営上の課題等

### 【小規模校のメリット】

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を發表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

### 【小規模校のメリットを最大限に生かす取組例】

- ① ICT（例：電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC、デジタル教材等）を効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障する
- ② 個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などを総合的に実施する
- ③ 少人数であることを生かすことでより効果を高めることが期待できる教育活動（例：外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導）において、きめ細かな指導や繰り返し指導を徹底する
- ④ 技能の向上の観点から、ICTを活用して運動のフォームや実習の作業等を動画撮影し、効果的な振り返りに活用する
- ⑤ 総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたり徹底的に追究させる
- ⑥ 少人数であることを生かして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、踏み込んだ意見交換をさせる
- ⑦ 児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じて、意図的に全ての児童生徒に全ての役職を経験させる
- ⑧ 隣接学年のみならず、学校全体での異年齢活動や協働学習を年間を通じて計画的に実施する
- ⑨ 教育活動全体を通じて、校外学習も含めた様々な体験の機会を積極的に取り入れる

## 【小規模校の学校運営上の課題】

### (1) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

### (2) 複式学級が編成された場合の課題

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

### (3) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

### 【小規模校の学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

### 【学校統合の効果（過去の統合事例より）】

#### （１）児童生徒への直接的な効果

- ① 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった
- ② 以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った
- ③ 社会性やコミュニケーション能力が高まった
- ④ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した
- ⑤ 友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった
- ⑥ 多様な意見に触れる機会が増えた
- ⑦ 異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた
- ⑧ 学校が楽しいと答える子供が増えた
- ⑨ 進学に伴うギャップが緩和された
- ⑩ 多様な進路が意識されるようになった

#### （２）指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果

- ① 複式学級が解消された
- ② クラス替えが可能になった
- ③ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった
- ④ 校内研修が活性化し、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった
- ⑤ グループ学習や班活動が活性化し、授業で多様な意見を引き出せるようになった
- ⑥ 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した
- ⑦ 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった
- ⑧ 一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた、特別支援教育の活動が充実した
- ⑨ バランスの取れた教員配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した
- ⑩ 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した
- ⑪ 校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ
- ⑫ 保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化し、学校と地域との連携協働関係が強化された



## IV 京丹後市教育振興計画との関連

### 1 学校の諸課題への対応

教育委員会では、京丹後市における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めた「京丹後市教育振興計画」に基づき取組みを進めています。

人口減少による学校の小規模化以外にも、急速な技術革新、不登校の発生やいじめの認知等、教育を取り巻く社会情勢の変化に対応していく必要があります。

子どもたちの学習環境・教育環境の改善に向けて、現在認識している市立学校の諸課題について、学校適正配置基本計画と合わせて下記の取組みも実施していきます。

#### (1) 学校経営に対する支援体制

- ① 府教育委員会へ府費負担教職員の増員要請（加配教員の拡充）
- ② 市単独事業によるスクールサポーターの配置
- ③ 合同授業、交流学习の充実
- ④ 不登校・いじめの未然防止の取組
- ⑤ 教職員の働き方改革の推進

#### (2) 学校施設及び教育環境整備

- ① 今後の適正配置に向けた施設整備
- ② 教育用及び校務用 I C T 環境の整備 (G I G A スクール構想の実現・推進)
- ③ トイレ洋式化整備
- ④ 特別教室空調化整備
- ⑤ 学校施設の長寿命化計画に基づく整備
- ⑥ 学校給食施設整備

#### (3) 通学支援の充実（スクールバスの導入・運行及び通学路の安全対策、除雪等）

#### (4) 学校教育改革構想に掲げた保幼小中一貫教育の推進

- ① 教育のソフト面の体制強化
- ② 一貫教育を手法とした教育事業の精選と指導の一貫性の推進
- ③ 教師の授業実践力強化（保幼小中一貫教育による授業改善等）

#### (5) 「社会に開かれた教育課程」の実現

- ① 地域が支える教育活動の推進（地域学校協働本部事業の拡充）
- ② 児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の整備
- ③ I C T を活用した地域・家庭の教育力の充実（仕組みづくりや学習機会の提供体制を構築）
- ④ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）による地域とともにある学校園・学園づくりの推進

## V 京丹後市立小中学校の適正規模・適正配置に伴う諸課題についての基本的な考え方

### 1 学校の位置

峰山町域、大宮町域、網野町域、丹後町域、弥栄町域及び久美浜町域に区分し、現在の学校単位を基本とした適正配置を行うこととし、小学校と中学校の通学区域の整合性を図ることとする学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

なお、将来的に学校の小規模化がさらに進み、町域ごとの学校規模の確保が著しく困難になった場合は、あらためて検討する場合があります。

### 2 学校施設の整備

学校適正配置基本計画で使用する学校施設（以下「拠点校」という。）は、既存の施設を使用することとし、立地条件、児童生徒数の状況、施設の規模と能力、学校敷地等の状況を比較検討し、総合的に判断して定めるという学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

学校施設の長寿命化計画をはじめ、トイレ洋式化及び空調化の計画、また、今後予想される学校給食施設の整備を踏まえ、拠点校の整備を推進します。

### 3 通学路の安全確保及び遠距離通学への対応

通学路の安全性を確保するため、道路に付帯する安全施設、歩道等について、積雪時等様々な状況の中でも安全を確保できるよう必要な精査と整備に努めるという学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

また、通学支援は集落単位で同一の通学方法とし、学校と集落の中心地（拠点施設等の位置）との距離が、小学校では原則3キロメートル、中学校では原則6キロメートル以上となる場合に、スクールバス等の運行による支援を行う、また、通学路の状況によっては距離が足りない場合であっても必要と認められる場合に限り、同様の通学支援を行うとする学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

### 4 学校跡地の活用

学校は地域の長い歴史の中で形成されてきたそれぞれの地域特有の伝統や生活文化のよりどころでもあり、学校跡施設及び跡地については、地域の活性化に資するような有効活用を図ることとする学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

### 5 地域コミュニティへの対応

学校適正配置基本計画の背景にも少子高齢化の進展と学校の小規模化があげられますが、一方で、京丹後市として少子高齢化の傾向に歯止めをかけ、子どもたちで賑わうまちづくりを進めるための地域活性化に尽力していくことが大切であることには変わりありません。あらゆる分野で引き続き努力を重ねていくという学校再配置基本計画の考え方を引き継ぐとともに、地域の意見を尊重しながら、「新たな地域コミュニティ」づくりなどの取組みを進めていきます。



## VI 京丹後市立小中学校の適正配置にあたっての配慮事項

### 1 学校づくり準備協議会の設置

学校適正配置基本計画に伴う諸事項を協議、決定するための組織として、適正配置の対象とする学校の枠組みに応じて地域住民、保護者、学校関係者等で構成する「学校づくり準備協議会」を設置し、進めるという学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

学校再配置基本計画では、学校づくり準備協議会の中で、校名、校歌、校旗等の取り扱いを検討しました。今回の計画では、先の学校再配置基本計画での拠点校を引き続き拠点校とする場合は、校名校旗等の検討は基本的に行いませんが、地域や学校等の状況によって検討が必要な事柄等については、配慮・考慮しながら進めることとします。

### 2 教育活動上の配慮・支援

適正配置する学校においては、適正配置が実施されるまでの間も、子どもたちが引き続き充実した学校生活を過ごし、適切な教育が受けられるようにするとともに、合同授業や交流行事など、円滑な適正配置実施に向けた取組みを行います。

また、各学校で実践されている特色ある教育活動は、適正配置後の学校に引き継がれるよう配慮するとともに、教育課程の編成、教育方法、学校運営等の取組みについては、適正配置後の学校経営を見据え、対象となる学校間で連携し検討を行います。

なお、適正配置の際の児童生徒の精神的な負担を軽減し、学校生活を円滑に送ることができるよう、学校と教育委員会が十分に協議し、学習面と生活面に配慮した教職員体制づくりに努めることとします。

### 3 理解を深める期間の必要性

学校適正配置基本計画を進めるにあたって、配置時期等については、地域住民、保護者に理解を深めてもらったうえで適正配置を行うという学校再配置基本計画の考え方を引き継ぎます。

### 4 保幼小中一貫教育

就学前から中学校卒業までを見通した保幼小中一貫教育を推進することにより、将来に夢と希望をもって、生き生きと学ぶことのできる子どもを育成します。また、令和2年度に設置した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通して、地域とともにある学校園・学園づくりを推進します。

このような現在取り組んでいる各町域の保幼小中一貫教育が円滑に進むことに配慮した適正配置を行います。

### 5 財源確保の必要性

学校適正配置基本計画は、実施等において施設整備などの財政負担を伴うことも考えられますが、計画的な財源確保に努めながら適正配置を推進することとします。

## Ⅶ 京丹後市立小中学校の適正規模・適正配置計画

### 1 計画期間・計画の中間見直し

本計画の期間は、令和3年度から概ね10年間とし、前期（令和3年度から令和7年度）と後期（令和8年度から令和12年度）に区分し、段階的に適正配置を進めることとします。

ただし、予測不能な社会情勢の変化を鑑み、後期に適正配置が必要な学校があるかについては、前期5年の間に、地域住民、保護者を含めて検討し、判断することとします。

### 2 学校適正配置の枠組み

本市における学校教育の更なる向上を図り、子どもの成長過程に応じた一貫性のある教育環境と教育条件を整え、義務教育課程修了時における「生きる力」を育てるため、また、町域内での保幼小中一貫教育の実現を展望し、複式学級の出現を未然に防止するとともに、児童生徒数の推移と地理的な条件や財政的な影響も参酌しつつ、原則、次に示すとおり適正配置を行うこととします。

また、学校再配置基本計画実施の経験を活かし、一定の学校規模を確保するため、前期計画期間内に10人を下回る学級の出現が複数予想される小学校を、適正配置の検討の対象校とします。

※複式学級の編成は、京都府の場合、隣接する学年が12名以下(1.2年生は4名以下)とされています。

※次ページ以降の児童生徒数の資料は、出生数を基に推計をしています。転入転出等により異なる場合があります。

## (1) 峰山町域

小規模化が進む長岡小学校をいさなご小学校に適正配置することについて前期計画期間内に検討します。

拠点校
いさなご小学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準及び令和9年度までの推計）

小学校	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度						令和8年度						令和9年度					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
いさなご	38	36	32	28	20	28	182	47	38	36	32	28	201	36	47	38	36	32	218	25	29	36	47	38	36	25	29	36	47	38	211	36	25	29	36	47	198					
長岡	10	12	9	10	10	12	63	9	10	12	9	10	60	6	9	10	12	9	53	6	7	6	9	10	10	6	7	6	9	10	48	6	10	6	7	6	9					
児童数	48	48	41	38	30	40	245	56	48	48	41	38	30	261	42	56	48	41	38	273	36	42	56	48	48	41	271	31	36	42	56	48	261	46	31	36	42	56	242			
基準学級数	2	2	2	2	1	2	11	2	2	2	2	2	11	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	11	2	1	2	2	2	10					
調整数							0						0						0												0						0					
予定学級数	2	2	2	2	1	2	11	2	2	2	2	2	11	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	11	2	1	2	2	2	10					
総児童数	48	48	41	38	30	40	245	56	48	48	41	38	30	261	42	56	48	41	38	273	36	42	56	48	48	41	271	31	36	42	56	48	261	46	31	36	42	56	242			
男	28	26	14	18	14	17	119	25	28	28	14	18	14	127	18	25	28	28	14	131	12	18	25	28	28	14	125	20	18	25	28	125	22	20	22	20	22	28	117			
女	20	20	27	20	16	23	126	31	20	20	27	20	16	134	24	31	20	27	20	142	24	24	31	20	20	146	11	24	24	31	20	134	11	24	11	24	24	31	125			

## (2) 大宮町域

小規模化が進む大宮南小学校を大宮第一小学校に適正配置することについて前期計画期間内に検討します。

拠点校
大宮第一小学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準及び令和9年度までの推計）

小学校	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度						令和8年度						令和9年度											
	1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計	
	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
大宮第一	83	66	70	62	68	71	422	80	83	68	70	62	442	71	79	80	83	68	448	72	67	71	79	80	83	452	79	72	67	71	79	80	83	448														
大宮南	11	16	16	18	13	19	93	11	11	16	16	18	84	8	12	11	11	16	67	5	9	8	12	11	11	56	9	5	9	8	12	11	54															
児童数	94	84	86	80	81	90	515	91	94	84	86	80	516	91	91	94	84	86	526	79	91	91	91	94	84	515	77	76	79	91	91	94	508	88	77	76	79	91	91	502								
基準学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	18	3	3	3	3	18	3	18	3	3	3	3	18	3	18	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	3	3	18							
調整数							0					0						0								0																	0					
予定学級数	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	18	3	3	3	3	18	3	18	3	3	3	3	18	3	18	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	3	3	3	18						
児童数内訳	94	84	86	80	81	90	515	91	94	84	86	80	516	91	91	94	84	86	526	79	91	91	91	94	84	515	77	76	79	91	91	94	508	88	77	76	79	91	91	502								
男	52	42	40	35	40	49	258	37	52	42	40	35	260	39	54	37	52	42	258	41	34	39	54	37	257	42	39	41	34	39	54	257	51	41	34	39	54	256										
女	42	42	46	45	41	41	257	54	42	42	46	45	266	40	37	54	42	42	266	40	37	54	42	42	257	36	42	40	37	54	42	251	37	36	42	40	37	54	246									

### (3) 網野町域

小規模化が進む島津小学校を網野北小学校に適正配置することについて前期計画期間内に検討します。

拠点校
網野北小学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準及び令和9年度までの推計）

小学校	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
網野北	24	27	30	35	29	172	26	24	27	27	30	159	16	25	26	24	27	145	20	16	25	26	24	27	138	26	20	16	25	26	24	137	14	26	20	16	25	26	127				
島津	9	10	9	10	10	8	56	9	9	10	9	10	57	13	9	9	10	9	61	11	11	13	9	10	63	16	11	11	13	9	69	12	16	11	11	13	9	72					
児童数	33	37	36	40	45	37	228	35	33	37	36	40	226	38	35	33	37	36	40	219	27	38	35	33	37	206	31	27	38	35	33	206	26	42	31	27	38	35	199				
基準学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	10	2	1	2	2	10	2	2	10	2	1	2	2	10	2	1	2	2	2	10	2	1	2	2	2	10	2	1	2	2	2	10
調整数							0					0					0			0					0						0							0					
予定学級数	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	10	2	1	2	2	10	2	2	10	2	1	2	2	10	2	1	2	2	2	10	2	1	2	2	2	10	2	1	2	2	2	10
総児童数	33	37	36	40	45	37	228	35	33	37	36	40	226	38	35	33	37	36	40	219	27	38	35	33	37	206	31	27	38	35	33	206	26	42	31	27	38	35	199				
男	20	23	23	17	25	19	127	16	20	23	23	17	25	124	17	16	20	23	23	17	116	18	17	16	20	23	117	17	18	17	16	20	23	111	27	17	18	17	16	20	115		
女	13	14	13	23	20	18	101	19	13	14	13	23	20	102	21	19	13	14	13	23	103	9	21	19	13	14	9	21	19	13	14	90	15	14	9	21	19	13	89				

#### (4) 丹後町域

前期計画期間内の令和4年度に複式学級の編成が予測される宇川小学校を丹後小学校に適正配置します。

拠点校
丹後小学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準及び令和9年度までの推計）

小学校	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度						令和8年度						令和9年度					
	1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計	
	25	27	18	15	23	40	148	19	27	25	18	15	23	127	24	19	27	25	18	15	22	24	19	27	25	132	15	15	22	24	19	27	27	122	12	15	15	22	24	19	107	
丹後	8	4	10	6	8	44	5	8	4	10	6	8	41	6	5	8	4	10	6	3	3	6	5	8	4	29	4	3	6	5	8	29	4	4	3	3	6	5	25			
宇川																																										
児童数	35	29	28	21	31	48	192	24	35	29	28	21	31	168	30	24	35	29	28	21	167	25	30	24	35	29	161	19	18	25	30	24	35	151	16	19	18	25	30	24	132	
基準学級数	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	6		
調整数						0						0									0																				0	
予定学級数	1	1	1	1	1	2	7	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6		
総児童数	35	29	28	21	31	48	192	24	35	29	28	21	31	168	30	24	35	29	28	21	167	25	30	24	35	29	161	19	18	25	30	24	35	151	16	19	18	25	30	24	132	
児童数内訳	18	15	20	12	13	29	107	12	18	15	20	12	13	90	19	12	18	15	20	12	96	14	19	12	18	15	88	13	10	14	19	12	18	86	8	13	10	14	19	12	76	
	17	14	8	9	18	19	85	12	17	14	8	9	18	78	11	12	17	14	8	9	71	11	11	12	17	14	73	6	8	11	11	12	17	65	8	6	8	11	11	12	56	

(5) 弥栄町域

前期計画期間内の令和6年度に複式学級の編成が予測される吉野小学校を弥栄小学校に適正配置します。

拠点校
弥栄小学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準及び令和9年度までの推計）

小学校	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度						令和7年度						令和8年度						令和9年度									
	1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計		1年		2年		計					
	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	3年	4年	5年	6年	計					
弥栄	24	20	26	18	26	136	26	22	24	20	26	141	22	23	26	20	137	19	22	23	26	22	24	136	18	19	22	23	26	22	24	136	18	19	22	23	26	22	24	130						
吉野	7	8	16	11	9	60	7	8	16	11	9	58	5	7	8	16	11	54	10	5	7	8	16	53	4	10	5	7	8	16	5	7	8	16	5	7	8	16	5	7	37					
児童数	31	28	42	29	35	34	199	29	31	28	42	29	35	194	31	29	31	28	42	194	26	33	31	29	31	28	42	178	27	26	33	31	29	31	177	21	27	26	33	31	29	167				
基準学級数	1	2	1	1	1	7	1	1	2	1	1	7	1	1	1	1	7	1	2	7	1	1	1	7	1	1	1	6	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	6						
調整数						0					0					0				0																					0					
予定学級数	1	2	1	1	1	7	1	1	2	1	1	7	1	1	1	1	7	1	2	7	1	1	1	7	1	1	1	6	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	6						
児童数内訳	31	28	42	29	35	34	199	29	31	28	42	29	35	194	31	29	31	28	42	194	26	33	31	29	31	28	42	178	27	26	33	31	29	31	177	21	27	26	33	31	29	167				
男	21	13	21	9	19	15	98	18	21	13	21	9	101	14	18	21	13	21	9	96	18	14	18	21	105	11	18	14	18	21	13	95	15	11	18	14	18	21	97	8	15	11	18	14	18	84
女	10	15	21	20	16	19	101	11	10	15	21	20	16	93	17	11	10	15	21	20	89	15	17	11	10	15	21	83	12	15	17	11	10	15	17	11	10	80	13	12	15	17	11	11	83	

(6) 久美浜町域

今回、適正配置計画はありません。

(7) 中学校について

丹後中学校と弥栄中学校の小規模化が進みますが、旧町域が異なる適正配置になること、保幼小中一貫教育の推進の核となる中学校の統合になることから、今回の適正配置計画の対象にはしません。

拠点校
丹後中学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準）

中学校	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和9年度				令和12年度				令和15年度				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
丹後	丹後	38	41	27	106	48	38	41	127	31	48	38	117	21	31	48	100	35	29	28	92	25	30	24	79	16	19	18	53
	生徒数	38	41	27	106	48	38	41	127	31	48	38	117	21	31	48	100	35	29	28	92	25	30	24	79	16	19	18	53
実学級数	基準学級数	1	2	1	4	2	1	2	5	1	2	1	4	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
	調整数				0				0				0				0				0				0				0
	予定学級数	1	2	1	4	2	1	2	5	1	2	1	4	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
生徒数内訳	生徒総数	38	41	27	106	48	38	41	127	31	48	38	117	21	31	48	100	35	29	28	92	25	30	24	79	16	19	18	53
	男	15	17	15	47	29	15	17	61	13	29	15	57	12	13	29	54	18	15	20	53	14	19	12	45	8	13	10	31
	女	23	24	12	59	19	23	24	66	18	19	23	60	9	18	19	46	17	14	8	39	11	11	12	34	8	6	8	22

拠点校
弥栄中学校

令和3年度以降の児童生徒数の推移による学級編成（令和3年5月1日：学校基本調査基準）

中学校	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和9年度				令和12年度				令和15年度				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
弥栄	弥栄	34	43	44	121	34	34	43	111	35	34	34	103	29	35	34	98	31	28	42	101	33	31	29	93	21	27	26	74
	生徒数	34	43	44	121	34	34	43	111	35	34	34	103	29	35	34	98	31	28	42	101	33	31	29	93	21	27	26	74
実学級数	基準学級数	1	2	2	5	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3
	調整数				0				0				0				0				0				0				0
	予定学級数	1	2	2	5	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	2	4	1	1	1	3	1	1	1	3
生徒数内訳	生徒総数	34	43	44	121	34	34	43	111	35	34	34	103	29	35	34	98	31	28	42	101	33	31	29	93	21	27	26	74
	男	14	21	21	56	15	14	21	50	19	15	14	48	9	19	15	43	21	13	21	55	18	14	18	50	8	15	11	34
	女	20	22	23	65	19	20	22	61	16	19	20	55	20	16	19	55	10	15	21	46	15	17	11	43	13	12	15	40



### 3 学校適正配置の決定

適正配置については、一律的に進めるのではなく、学校・学級の小規模化等の状況と今後の予測を基に、地域住民、保護者との丁寧な話し合いを重ね、理解が深まったと判断された場合、その実施及び時期を決定します。

### 4 学校適正配置事業の実施方針

京丹後市学校適正配置基本計画に基づき、計画期間内における「実施方針」を別途策定し、学校適正配置事業を実施することとします。また、本計画に記載のない学校についても、急速な状況変化が発生または予測される場合は、必要に応じて適正配置を検討する場合があります。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 12 月 定例会

議案の  
件 名

議案第124号  
京丹後市学校適正配置基本計画の策定について

政策等  
の区分

①計画 ・ 事業 ・ 条例  
その他 ( )

<p>《政策等の概要》</p> <p>平成23年度に策定した「京丹後市学校再配置基本計画」が令和2年度をもって終了したが、今後も少子化、学校の小規模化が進むことが想定されることから、この間の学校再配置の実績と検証等を踏まえ、引き続き、今後10年間の小中学校の適正配置のあり方を示す「京丹後市学校適正配置基本計画」を策定するものである。</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>①有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p> <p>・ 学校再配置を実施した地域、保護者、学校関係者との意見交換会 ・ 計画案で適正配置の対象となる校区の小中学校・保育所・こども園保護者、地域住民への説明、意見交換</p>																		
		<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源															
<p>《政策等の必要性》</p> <p>少子化及び学校の小規模化が進行する中において、本市の次代を担っていく子どもたちにより良い教育環境や教育条件を継続的に整えていく必要があることから、計画期間が終了した京丹後市学校再配置基本計画を改定し、引き続き市立小中学校の適正配置のあり方を示すため、「京丹後市学校適正配置基本計画」を策定するものである。</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>市立小中学校の学校規模の適正化と施設の適正配置を図ることで、本市の次代を担っていく子どもたちにより良い教育環境・教育条件を継続的に整備することができる。</p>																		
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>R2.5月～9月 学校再配置の検証として、再配置を実施した地域、保護者、学校関係者との意見交換会</p> <p>R2.11月～R3.10月 計画案で適正配置の対象となる校区の小中学校・保育所・こども園保護者、地域住民への説明、意見交換</p> <p>R3.11.4 教育委員会定例会</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合計画計画項目</th> <th>26</th> <th>未来を拓く学校教育の充実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">○その他の計画(該当する場合のみ)</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td colspan="2">京丹後市教育振興計画(令和2年度改訂版)</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td colspan="2">令和元年11月</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="2">平成27年度から令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>				総合計画計画項目	26	未来を拓く学校教育の充実	○その他の計画(該当する場合のみ)			計画名称	京丹後市教育振興計画(令和2年度改訂版)		策定年度	令和元年11月		計画期間	平成27年度から令和6年度	
総合計画計画項目	26	未来を拓く学校教育の充実																		
○その他の計画(該当する場合のみ)																				
計画名称	京丹後市教育振興計画(令和2年度改訂版)																			
策定年度	令和元年11月																			
計画期間	平成27年度から令和6年度																			
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>計画期間 令和3年度から令和12年度</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部局</th> <th>担当課</th> <th>添付資料(有の場合は、その名称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>学校教育課</td> <td>有・①無</td> </tr> </tbody> </table>				担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	教育委員会	学校教育課	有・①無									
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																		
教育委員会	学校教育課	有・①無																		

京丹後市学校適正配置基本計画の  
(改定・京丹後市学校再配置基本計画)  
基本的な考え方について

# 1 京丹後市学校再配置基本計画の実施（平成23年度から令和2年度）

- 学校の適正規模 1学年2～3学級 ※クラス替えが可能な学級数
- 本市が目指す学校の規模 小学校：6学級以上で1学級20人以上 中学校：1学年2学級以上
- 再配置の対象校 複式学級の編制が予測される学校

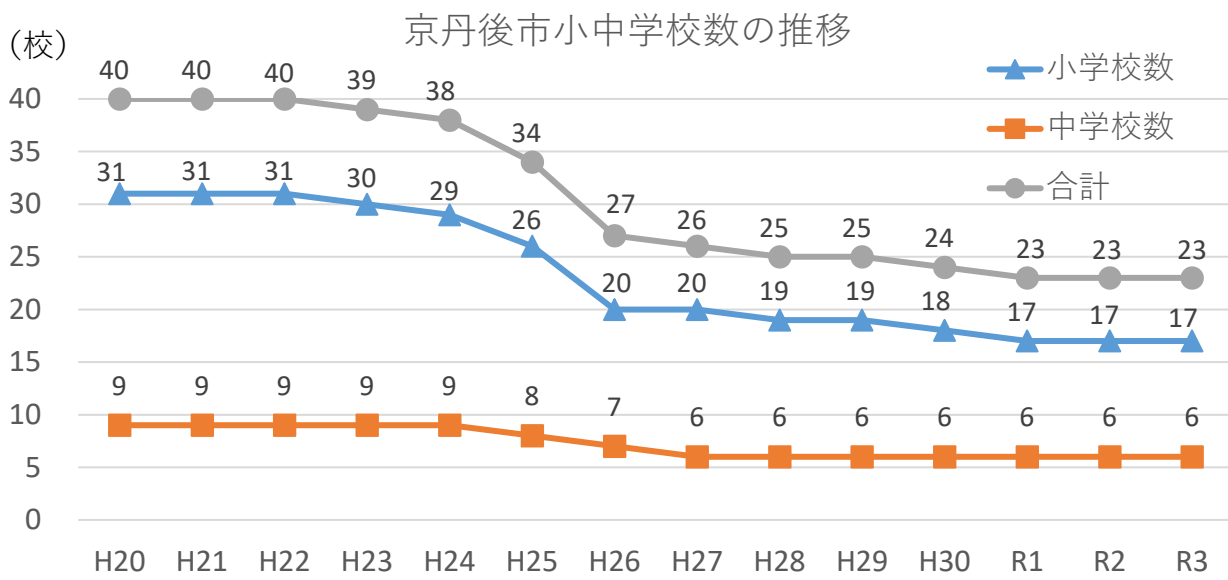


図1 京丹後市小中学校数の推移

京丹後市学校再配置基本計画では、目指すべき学校規模を基本方針に掲げつつ、児童生徒数の推移や地域への影響を考慮する中で、あまりにも小規模化となる学校（複式学級の編制）の早期解消を目的に再配置事業を実施しました。

計画期間の10年間で小学校13校、中学校3校、計16校を再配置し、目指すべき学校規模への整備を進めました。

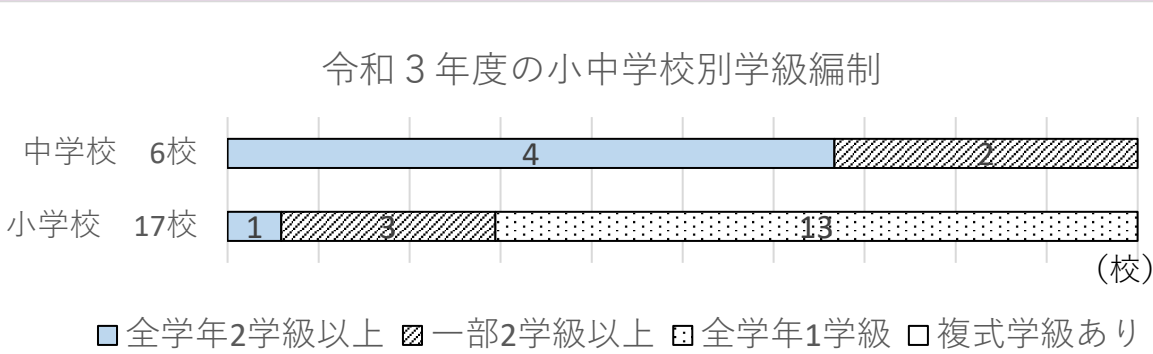


図2 令和3年度の小中学校別学級編制

現在、複式学級の編制はありません。



小学校の複式学級の要件

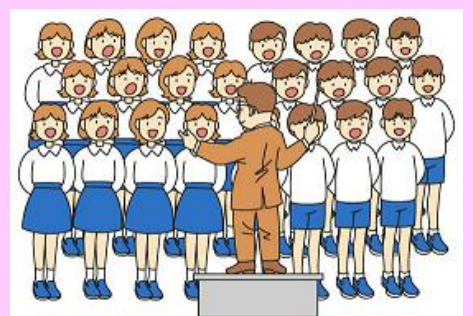
隣合う2つの学年の合計児童数が12人以下  
(1年生を除く) ※京都府基準

## 学校再配置事業の検証（意見交換会での主な意見） 令和2年度実施

- ①子どもたちは、学校規模が大きくなったことで、切磋琢磨するとともに、懸念されていた心理的な影響もなく、新しい環境に対応していた。
- ②児童数が増え、授業でいろいろな意見が出され、深く考えたり、自分で考え判断できる部分が増えてよかった。
- ③部活動の選択肢も増え、運動会やその他行事を見ても一定規模の学校にする必要性を感じた。
- ④地域から学校がなくなるのはさみしいが、再配置後の児童生徒の実際の推移をみても、学校再配置事業は仕方のない事業だったと思う。
- ⑤学校がなくなり今後若者が地域に戻りにくくなった。やはり地域の活性化には学校は必要だと思う。
- ⑥子どもたちとともに保護者の交流も生まれ、PTA活動や行事が充実し、再配置がたいへん良い方向に動いていると考えている。
- ⑦再配置により、学校は子どもにとって仲間が多いところであり、小規模ではそうはいかない。



保護者・地域とも学校再配置事業について肯定的な意見が多く、地域からも子どもたちの人数を考えると理解できるという意見が多くありました。  
10年間実施してきた学校再配置事業は、概ね評価していただいていると判断しています。



## 2 京丹後市学校適正配置基本計画(改定) (令和3年度から令和12年度)

京丹後市学校再配置基本計画の実施により、複式学級が解消され一定の学校規模となりましたが、全国的にも出生率が低下していることから、多くの市町村で少子化が進行しており、京丹後市でも少子化が進行しています。平成20年度の児童生徒数は約5,800人でしたが、令和9年度には約3,200人まで減少する見込みで、その後も児童生徒数の減少が予測されます。

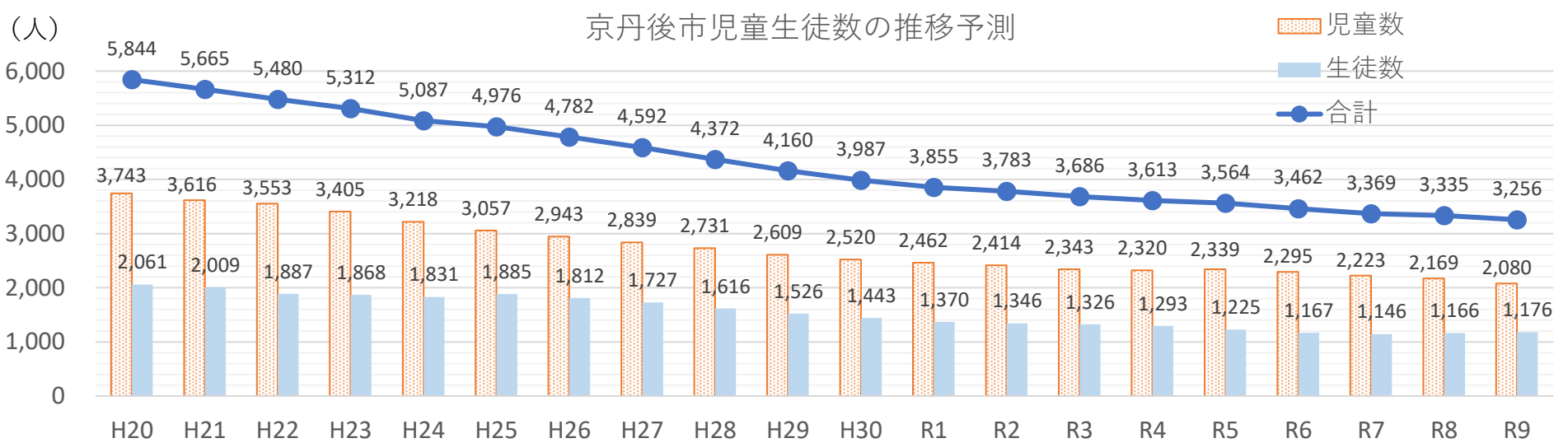


図3 京丹後市児童生徒数の推移予測

### 小学校17校の学級数の推移予測

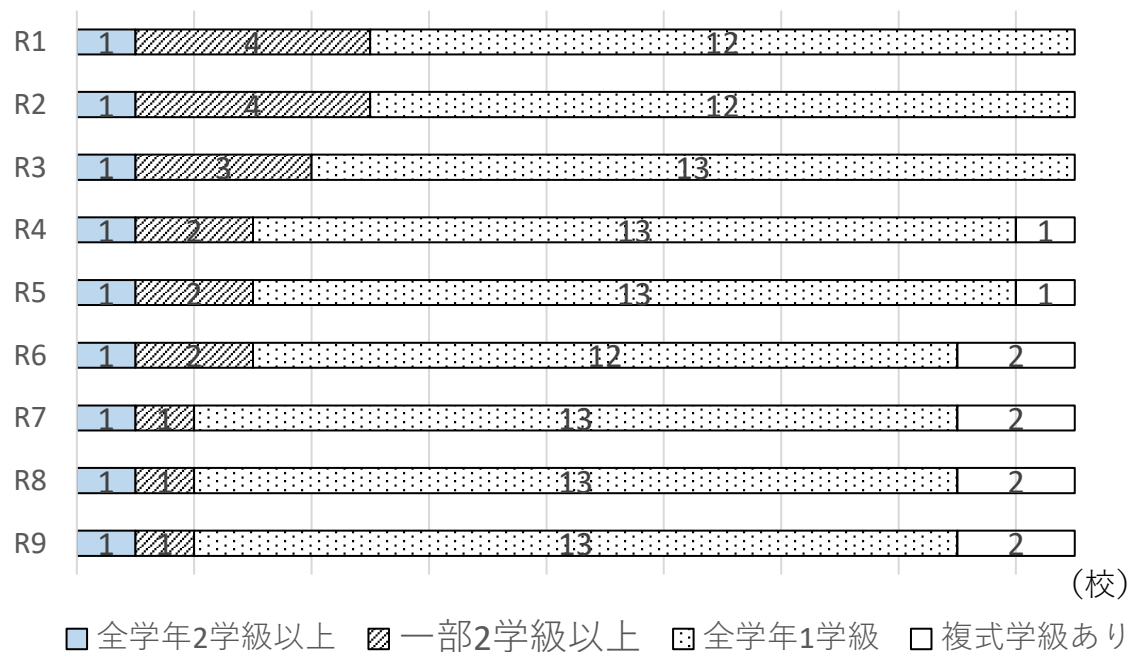


図4 小学校17校の学級数の推移予測

小学校17校の今後の学級数の推移(図4)をみると、令和4年度と令和6年度にそれぞれ1校ずつ、複式学級の編制が予測されます。将来の京丹後市を担う子どもたちにとっての学校・より良い教育環境を最優先として、複式学級の早期解消が必要と考えています。

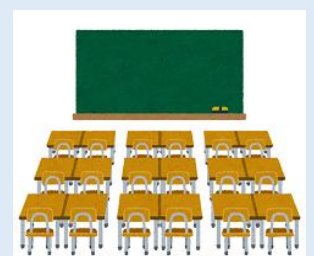
10年間におよぶ京丹後市学校再配置基本計画を継続し、引き続き今後10年間の計画を「京丹後市学校適正配置基本計画」として策定する必要があると考えています。



今後10年間についても  
学校規模適正化を図るための計画が必要!

### 京丹後市学校適正配置基本計画(改定)の基本方針

- 本市が目指す学校の規模 小学校：6学級以上で1学級20人以上 中学校：1学年2学級以上
- 適正配置検討の対象校 1小学校で6学級以上で、1学級10人を下回る学級が複数出る学校
- 速やかな適正配置対象校 複式学級の編制が予測される学校
- 中学校は対象外 保幼小中一貫教育の核となるため対象外とする。





### 3 小規模校の良さと、過小規模校の課題

規模の小さい学校には、**その良さを生かした教育に取り組むことで一定の効果がある**と考えられますが、**過小規模校（複式学級ができるほど小規模になった学校）は、課題のほうが大きくな**っていきます。 ※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日 文部科学省）より引用

#### (1) 小規模校の良さ

- ①意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ②様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ③一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい。
- ④家庭や地域の状況が把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。
- ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。



適正配置しても、大宮第一小学校以外はどの学校も小規模校になります。

#### (2) 過小規模校の課題

- ①男女比の偏りが生じやすい。
- ②児童の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ④教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑤児童から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑥多様なものの見方や考え方、表現のしかたに触れることが難しい。
- ⑦班活動やグループ分けに制約が生じる。協働的な学習の実現が困難となる。
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。

もっと友達がほしいな。



### 4 学校再編による効果

過去の事例では、子どもへの直接的な効果や教育環境的な効果として次のような報告がされています。 ※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日 文部科学省）より引用

#### (1) 子どもへの直接的な効果

- ①良い意味での競い合いが生まれた。向上心が高まった。
- ②以前よりもたくましくなった。教師に対する依存心が減った。
- ③社会性やコミュニケーション能力が高まった。
- ④切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した。
- ⑤集団遊びが成立するようになった。休憩時間や放課後での外遊びが増えた。
- ⑥友人が増えた。男女比の偏りがなくなった。
- ⑦多様な意見に触れる機会が増えた。
- ⑧進学に伴うギャップが緩和された。



#### (2) 教育環境的な効果

- ①グループ学習や班活動が活性化した。授業で多様な意見を引き出せるようになった。
- ②音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動などが充実した。
- ③保護者同士の交流関係が広がった。PTA活動が活性化した。学校と地域との連携協働関係が強化された。

## 5 適正配置の必要性和目指す学校

市内全ての児童に平等かつ質の高い教育を行うためには、学校規模を適正化し、過小規模校が抱える教育環境の課題を解決することで、全ての学校が教育効果を発揮できるようにする必要があります。学校は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく場であることから、一定規模の集団を確保する必要があります。



児童が多様な考えに触れ、切磋琢磨することで  
多様化する次代を「生きる力」を育てることのできる学校



## 6 学校の適正規模と適正配置

### (1)適正規模について

「クラス替えができる

1学年2～3学級」

※学校教育法施行規則第41条

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

	過小規模 (複式学級あり)	小規模 京丹後市学校 適正配置基本計画	適正規模 (標準)	大規模
小学校	～5学級	6～11学級	12～18学級	19学級～
中学校	～2学級	3～5学級	6～9学級	10学級～

### (2)適正配置について

保幼小中一貫教育の核となる中学校は適正配置の対象外とし、小学校は各町域を越えない適正配置を行います。京丹後市学校適正配置基本計画により再編しても学校規模は小規模校に他なりません。また、通学距離が片道3Kmを越える場合は、スクールバスによる通学支援を行うとともに、子どもたちへの負担を考慮し、スクールバスの片道の乗車時間は概ね30分程度を基準とします。(国の基準は概ね1時間以内)

## 7 学校適正配置の進め方

適正配置を進める学校区には、保護者や地域のみなさんに丁寧な説明・話し合いを行います。

